

学協会長会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、定款及び法人運営基本規則に基づき、学協会長会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(学協会長会議の任務)

第2条 学協会長会議は、以下の事項等について、諮問に応え、加盟学協会の意見を集約し、理事会へ意見を述べる。理事会は連合の運営にあたり、学協会長会議の意見を尊重するものとする。

- (1) 連合の活動や制度、方針について
- (2) 学協会と連合の将来像と相互の協力体制について
- (3) 国の重要課題等に対する連合の意見の集約と提言の発出について
- (4) その他、学協会からの連合への要望について

(幹事会)

第3条 学協会長会議のもとに幹事会を置く。幹事会は、加盟学協会の意向を集約し、理事会と加盟学協会との情報共有をはかる。

- 2 幹事会の長は、学協会長会議議長とする。幹事会の長は、学協会長会議の委員の中から、サイエンスセクションや分野のバランスを考慮して、10名以内の幹事会メンバーを選任する。当連合の理事・監事は幹事会メンバーとなることはできない。
- 3 幹事会のメンバーの任期は、6月1日から1年間とする。ただし、団体会員の登録代表者の交代に伴い学協会長会議の委員を交代した幹事会メンバーは、幹事会の長の求めにより幹事会にオブザーバ出席することができる。
- 4 幹事会は、学協会長会議に先立ち開催される。また、幹事会の長が必要と認めた場合に開催するものとする。
- 5 加盟学協会との情報共有を促進するため、幹事会メンバーは、理事会にオブザーバ出席できる。